平成２８年（フ）第５０７８号
大阪府八尾市本町７丁目15番21―102号
債務者　児玉　敏行
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１０６号
大阪市大正区鶴町４丁目11番７―506号
債務者　田良尾健二
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１１２号
大阪府門真市石原町31番21号　石原ハイツ202号
債務者　小林　敬忠
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１１４号
大阪市港区波除３丁目７番12号　スカイアット弁天　303号
債務者　野田　成明
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１５２号
大阪府寝屋川市池田新町16番29号（203号）、前住所大阪府寝屋川市池田本町19番21―103号
債務者　江口カツエ
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１５４号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号、住民票上の住所大阪市東淀川区瑞光３丁目４番16号　ベストレジデンス上新庄　３Ｃ号
債務者　赤石　恵美（旧姓今）
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１７６号
大阪市住吉区墨江４丁目１番17号　ヴィラ沢之町205号
債務者　久保昇こと　中岡　　昇
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１７７号
大阪府高槻市梶原３丁目６番１号
債務者　佐々木茂美
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１１号
岡山県倉敷市新田2370番地４
債務者　熊本加代子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
岡山県倉敷市広江１丁目６番29号　グレイス天王105
債務者　政光　歩美
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第６７１号
北九州市八幡西区力丸町３番15―301号
債務者　上野　正博
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７０６号
北九州市小倉北区日明１丁目５番２号
債務者　今村　京子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３０８号
函館市昭和３丁目13番28号　メゾンＭ　１Ｆ右室
債務者　秋元由貴子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２０５号
茨城県石岡市若松３丁目４番56号　フリージア101
債務者　宇田川はる江
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２９０号
愛知県知立市宝１丁目16―14　グローリーヤナセ409号室、住民票上の住所大阪府泉大津市北豊中町２丁目７番40―1003号
債務者　宮本　雅之
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３３３号
愛知県岡崎市美合西町字広田18番地５　ヴィラ　コンドウ　Ａ
債務者　浦添　　学
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３３８号
愛知県岡崎市真伝町字荒戸１番地２　ヴィラウイング　102
債務者　山下　良美
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係